

議案第10号

つくばみらい市下水道審議会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市下水道審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道事業」の次に「、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業」を加える。

第2条第1号中「下水道事業受益者負担金」の次に「及び分担金」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例の廃止）
- 2 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第161号）は、廃止する。

令和4年2月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

公共下水道事業と農業集落排水事業が下水道事業会計に統合されたことに伴い、つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例を廃止し、つくばみらい市下水道審議会に統合することで、より効率的に運営していくものです。

つくばみらい市下水道審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第160号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 下水道事業(公共下水道事業、<u>農業集落排水事業及びコミニティ・プラント事業</u>をいう。以下同じ。)の円滑な運営を図るため、つくばみらい市下水道審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 下水道事業受益者負担金及び分担金に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 下水道事業(公共下水道事業_____をいう。以下同じ。)の円滑な運営を図るため、つくばみらい市下水道審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 下水道事業受益者負担金_____に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>